

## 高校生向け教材

### みんなで決めるべきこと、決めてはならないこと

#### －民主主義と基本的人権の尊重－

##### 授業の目標

1. みんなのことはみんなで決めるべきこと（民主主義）、みんなのことは十分な話し合いを経た多数決により決めるのが原則であること、並びに、日本国憲法がみんなのことをみんなで決めること（民主主義、国民主権）、みんなで決めてよいこと・決めてはならないこと（基本的人権の尊重）及びみんなで決める仕組み（統治機構）を定めたものであることを理解する。
2. みんなのことか・個人のことかという基準を活用してみんなで決めるべきこと・決めるべきではないことの区別を、また、個人の尊厳を害するような著しい不利益を科すか・不平等かという基準を活用してみんなで決めてよいこと・決めてはならないことの区別を、それぞれ適切に判断できるようになる。
3. 身近な問題から導き出した民主主義と基本的人権の尊重の考え方が、国政（日本国憲法）でも同様に当てはまることの理解を通じて、社会的決定の在り方に広く関心を持ち、民主的な決め方を実践する態度を身に付ける。

##### 学習指導要領における位置づけ

中学校：（平成 29 年告示）社会科公民的分野「C 私たちと政治」「(1)人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」

高 校：（平成 30 年告示）公民科・公共「A（3）公共的な空間における基本的原理」「B ア（ア）憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること」、政治経済「A 現代日本における政治・経済の諸課題」「(1) 現代日本の政治・経済」

## 第1時 みんなで決めるべきこと、決めるべきではないこと

### 本時の目標

1. みんなのことはみんなで決めるべきこと（民主主義）、みんなのことは十分な話し合いを経た多数決により決めるのが原則であることを理解する。
2. みんなのことか・個人のことかという基準を活用してみんなで決めるべきこと・決めるべきではないことの区別を適切に判断できるようになる。

段階	学習活動	指導上の留意点
導入 【5分】	<p><b>【WS1・2枚目を配布】</b> (WS1)</p> <p>○クラスで何かを決めた経験と起きた問題を思い出す。</p> <p>○一人ひとり違う人間が集まって一つに決めようとする摩擦が起きるのが当然という問題の所在に気づき、WS1に「一人ひとり大切にしながら（個人を尊重しながら）一つに決める」と記入する。</p>	<p>★弁護士とともに授業をする場合、弁護士は自己紹介をする。</p> <p>★一人ひとりみな違っていて誰一人として同じ人間はいない。その一方で、人間は社会的動物であり一人では生きていけない存在である。これは、法の持つ人間観である。</p> <p>★本授業全体を貫くテーマなので、折に触れて、このテーマに戻ってくること。</p>
展開(1) 【5分】	<p>(WS2)</p> <p>○一人ひとりを大切にしながら一つに決めるための一つの工夫として、みんなで決めることを理解する。</p> <p>○みんなで決めることを民主主義と仮に定義づけ、WS2の後半分に「みんなで決める(=民主主義)」と記入する。</p>	<p>★理由付けとして、一人ひとりを大切にするためには、一人ひとりの集まりである構成員全員が決定に関わらなければならないという点に必ず触れること。</p> <p>★民主主義の正確な定義は、展開(3)で明らかになるので、WS2の前半分は空けておく。</p>
展開(2) 【20分】	<p>(WS3)</p> <p>○じゃんけん、話し合い（だけ）、多数決の長所・短所を整理し、WS3（1）に記入する。</p> <p>○一人ひとりを大切にしながら</p>	<p>★話し合いというのは、話し合いだけで決めること＝全員一致であることを示唆する。その上で、話し合いだけによる決定の問題点として、技術的困難のみならず、個人の尊重や平等に反する可能性があることに触れること。</p> <p>★解答例は、解説参照。</p> <p>★熟議＋多数決の理由付けについては、話し合</p>

	<p>ら一つに決めるための二つ目の工夫として、「よく話し合いをして、どうしてもまとまらなければ多数決を行う」ことを理解し、WS 3 (2) に記入する。</p>	<p>いも多数決もともに万能ではないことを踏まえたうえで、一人ひとりを大切にすることと関連付けて理解させることが重要。すなわち、民主主義の根っ子には、個人の尊重と個人の平等という考え方があることまで遡って理解させることが重要である。解説参照。</p>																		
<p>展開(3) 【30分】</p>	<p>(WS 4) ○WS 4 (1) の各問題について、まず、各自の考えを記入し、次に、グループで話し合う。</p> <p>○一人ひとりを大切にしながら一つに決めるための三つ目の工夫として、みんなで決めるべきこと・決めるべきではないことの区別があること、及び、その区別はみんなのことが・個人のことがという基準で行われることに気づき、WS 4 (2) にその旨記入する。</p> <p>○みんなのことをみんなで決めることを民主主義と正確に定義づけたうえで、WS 2 の前半分に「みんなのこと」と記入する。</p>	<p>★一人で考える時間をとることで、話し合いで傍観者になる生徒が生じるのを防ぐ。</p> <p>★解答例は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="790 719 1289 1043"> <tr> <td>①係の人選</td> <td>○</td> <td>みんなのこと</td> </tr> <tr> <td>②図書室で借りる本</td> <td>×</td> <td>個人のこと</td> </tr> <tr> <td>③旅行バスの座席</td> <td>○</td> <td>みんなのこと</td> </tr> <tr> <td>④ダンスメンバー</td> <td>×</td> <td>個人のこと</td> </tr> <tr> <td>⑤クラス劇の演目</td> <td>○</td> <td>みんなのこと</td> </tr> <tr> <td>⑥全員マスク着用</td> <td>△</td> <td>みんなのこと or 個人のこと</td> </tr> </table> <p>★みんなのことが・個人のことかという基準については、生徒の答えの中から「みんな」「個人」というキーワードを教員の側で指摘して誘導することが必要かもしれない。</p> <p>★このような考え方を公私区分(二分)論という。</p>	①係の人選	○	みんなのこと	②図書室で借りる本	×	個人のこと	③旅行バスの座席	○	みんなのこと	④ダンスメンバー	×	個人のこと	⑤クラス劇の演目	○	みんなのこと	⑥全員マスク着用	△	みんなのこと or 個人のこと
①係の人選	○	みんなのこと																		
②図書室で借りる本	×	個人のこと																		
③旅行バスの座席	○	みんなのこと																		
④ダンスメンバー	×	個人のこと																		
⑤クラス劇の演目	○	みんなのこと																		
⑥全員マスク着用	△	みんなのこと or 個人のこと																		

## 第2時 みんなで決めてよいこと、決めてはならないこと

### 本時の目標

1. 日本国憲法がみんなのことをみんなで決めること（民主主義、国民主権）、みんなで決めてよいこと・決めてはならないこと（基本的人権の尊重）及びみんなで決める仕組み（統治機構）を定めたものであることを理解する。
2. 個人の尊厳を害するような著しい不利益を科すか・不平等かという基準を活用してみんなで決めてよいこと・決めてはならないことの区別を適切に判断できるようになる。

段階	学習活動	指導上の留意点												
展開(4) 【15分】	<p>(WS5)</p> <p>○WS5 (1) の各問題について、まず、各自の考えを記入し、次に、グループで話し合う。</p> <p>○一人ひとりを大切にしながら一つに決めるための四つ目の工夫として、みんなで決めてよいこと・決めてはならないことの区別があること、及び、その区別は個人の尊厳を害するような著しい不利益か・不平等かという基準で行われるにこと気づき、WS5 (2) にその旨記入する。</p>	<p>★解答例は次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>①車酔いひどい人のバス座席後ろに</td> <td>×</td> <td>著しい不利益</td> </tr> <tr> <td>②嫌な係を特定人にだけ任せる</td> <td>×</td> <td>著しい不利益＋不平等</td> </tr> <tr> <td>③劇への参加を嫌がる人に役を与える</td> <td>△</td> <td>嫌がる程度等著しい不利益・不平等かによる</td> </tr> </table> <p>★不平等という基準はともかく、個人の尊厳を害するような著しい不利益かという基準については、とても大きな不利益が生じる程度の回答が生徒から導ければ十分で、そこから先は教員の側で提示することになると思われる。難しい言葉にはなるが、一人ひとりを大切に作る＝個人の尊重と結びつけるキーワードなので、できるだけ誘導したい。</p>	①車酔いひどい人のバス座席後ろに	×	著しい不利益	②嫌な係を特定人にだけ任せる	×	著しい不利益＋不平等	③劇への参加を嫌がる人に役を与える	△	嫌がる程度等著しい不利益・不平等かによる			
①車酔いひどい人のバス座席後ろに	×	著しい不利益												
②嫌な係を特定人にだけ任せる	×	著しい不利益＋不平等												
③劇への参加を嫌がる人に役を与える	△	嫌がる程度等著しい不利益・不平等かによる												
展開(5) 【20分】	<p>【WS3・4枚目を配布】</p> <p>(WS6)</p> <p>○WS6の各問題について、まず、各自の考えを記入し、次に、グループで話し合う。</p>	<p>★解答例は次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>①ギャンブル必勝法の出版禁止</td> <td>×</td> <td>個人のこと</td> </tr> <tr> <td>②政府批判する新聞の報道禁止</td> <td>×</td> <td>個人のこと or みんなのこと＋著しい不利益あり</td> </tr> <tr> <td>③宗教の信仰</td> <td>×</td> <td>個人のこと</td> </tr> <tr> <td>④一人ひとりに</td> <td>×</td> <td>個人のこと</td> </tr> </table>	①ギャンブル必勝法の出版禁止	×	個人のこと	②政府批判する新聞の報道禁止	×	個人のこと or みんなのこと＋著しい不利益あり	③宗教の信仰	×	個人のこと	④一人ひとりに	×	個人のこと
①ギャンブル必勝法の出版禁止	×	個人のこと												
②政府批判する新聞の報道禁止	×	個人のこと or みんなのこと＋著しい不利益あり												
③宗教の信仰	×	個人のこと												
④一人ひとりに	×	個人のこと												

	○国政レベルでも、みんなで決めてよいこと・決めてはならないことの区別があること、及び、その区別の基準が同様に妥当することに気づく。	<table border="1"> <tr> <td>適した結婚相手を決めること</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤傷害犯の処罰</td> <td>○</td> <td>みんなのこと + 犯罪者に著しい不利益なければ○</td> </tr> <tr> <td>⑥国民年金制度</td> <td>○</td> <td>みんなのこと + 保険料が著しく高額でなければ○</td> </tr> </table>	適した結婚相手を決めること			⑤傷害犯の処罰	○	みんなのこと + 犯罪者に著しい不利益なければ○	⑥国民年金制度	○	みんなのこと + 保険料が著しく高額でなければ○
適した結婚相手を決めること											
⑤傷害犯の処罰	○	みんなのこと + 犯罪者に著しい不利益なければ○									
⑥国民年金制度	○	みんなのこと + 保険料が著しく高額でなければ○									
展開(6) 【5分】	(WS7) ○WS7の図について、空欄を記入し、民主主義と基本的人権の尊重の関係について視覚的にも理解する。	★解答例は解説参照。									
展開(7) 【10分】	(WS8) ○日本国憲法がみんなのことをみんなで決めること（民主主義、国民主権）、みんなで決めてよいこと・決めてはならないこと（基本的人権の尊重）及びみんなで決める仕組み（統治機構）を定めたものであることを理解する。  ○日本国憲法における、民主主義・国民主権、基本的人権の尊重及び統治機構（立法権、行政権、司法権）の現れ（条文）をグループで探し、WS8に記入する。	<p>★みんなで決める仕組み（統治機構）の説明： 立法権＝みんなで決める仕事、行政権＝みんなで決めたことを実行する仕事、司法権＝決めてよいことと決めてはならないことの区別が守られているか、決められたことが適切に実行されているかを判断する仕事。なお、司法権には、ここで書いている違憲立法審査権の他にも、通常の事件の裁判をするという仕事もある。</p> <p>★憲法の条文を見ながら作業させるとよい。</p> <p>★解答例は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民主主義・国民主権：前文1段、1条</li> <li>・基本的人権の尊重：3章</li> <li>・統治機構： <ul style="list-style-type: none"> <li>－立法権4章</li> <li>－行政権5章</li> <li>－司法権6章</li> </ul> </li> </ul>									
まとめ 【5分】	○本授業の学習内容を確認する。	★本授業を終えてから、憲法の各論の授業を行うと学習効果が高まる。									